

制定	15. 4. 1	改正	23. 4. 1	改正	29. 4. 1	改正	5. 4. 1
改正	19. 4. 1	〃	24. 4. 1	〃	30. 4. 1	〃	6. 4. 1
〃	20. 4. 1	〃	25. 4. 1	〃	31. 4. 1	〃	7. 4. 1
〃	21. 4. 1	〃	26. 4. 1	〃	2. 4. 1	〃	8. 4. 1
〃	21. 10. 1	〃	27. 4. 1	〃	3. 4. 1	〃	8. 6. 1
〃	22. 4. 1	〃	28. 4. 1	〃	4. 4. 1		

福島学院大学学則

第1章 総 則

(本学の目的)

第1条 本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）とHospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする。

2 本学は学校法人福島学院を設置者として、その寄附行為第4条の規定するところにより、大学教育を行う。

(教育の理念)

第2条 本学は、感銘と感動を与え知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すと共に、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する。

2 本学が求め、そして育成しようとする人間像については別に定める。

(理念の推進)

第3条 本学は第1条の目的および第2条の教育理念の推進のために、学校法人福島学院理事会の定める基本方針と目標の実現に努めるものとする。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 本学は前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第5条 本学は、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況をホームページで公表するとともに、自己点検・評価、および認証評価の概要について、刊行物もしくはホームページへの掲載、その他の方法により、適宜、情報の公表を行うものとする。

第2章 組 織

(学 部)

第6条 本学に、次の学部および学科を置く。

福祉学部
福祉心理学科
こども学科
マネジメント学部
地域マネジメント学科

2 前項の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
福祉学部		
福祉心理学科	70名	280名
こども学科	40名	160名
マネジメント学部		
地域マネジメント学科	90名	360名

(大学院)

第6条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別にこれを定める。

(教育目的および人材育成の目的)

第6条の3 第6条に定める各学部、各学科の教育目的および人材育成の目的を次のとおりとする。

1. 福祉学部福祉心理学科においては、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において将来の専門職として必要な教育を行うとともに、他者の心の痛みに関心でき、心の痛みを抱える人々に積極的な援助活動を行うことができる人材を育成する。
2. 福祉学部こども学科においては、教育・福祉両面に渡る発達支援、子育て支援を担う専門職を目指し、乳幼児期を中心とした保育および幼児教育に関する教育研究を行い、将来的に保育教諭、幼稚園教諭ならびに保育士として指導的役割を担うことのできる人材を育成する。
3. マネジメント学部地域マネジメント学科においては、「福島ならではの学び」によって、将来に向けて挑み続ける社会を実現することを教育理念に掲げ、この理念のもと、持続可能な地域の創生と活性化に貢献する人材を養成する。

2 前項については本学則をホームページに掲載するほか、入学案内等で公表するものとする。

第6条の4 本学は前条に定める人材育成の目的を実現するため、学生に対するキャリア支援を、授業および就職活動支援を通じて積極的に行うものとする。

(設置機関)

第7条 本学に図書館情報センターを置く。

2 図書館情報センターに関する規程は、別にこれを定める。

第7条の2 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する規程は、別にこれを定める。

(附属施設)

第8条 本学に心理臨床相談センターを置く。

2 心理臨床相談センターに関する規程は、別にこれを定める。

第8条の2 削除

第3章 職員組織

(職員)

第9条 本学に次の職員を置く。

1. 教育管理職員

学長、副学長、学部長、学科長、学生部長、図書館情報センター館長、
その他必要な職員

2. 教育職員

教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員

3. 経営管理職員

事務局長、部長、課長、室長、その他必要な職員

4. 事務職員、教務職員、技術職員およびその他必要な職員

2 学長は理事会において選任され、理事会の定めるところにより校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学の業務組織に関する規程は、別にこれを定める。

4 本学の職制に関する規程は、別にこれを定める。

(教員組織)

第9条の2 本学は教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制するものとする。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

(会議)

第11条 本学に次の機関を置く。

1. 大学会議

2. 運営委員会

3. 教授会

4. 教学委員会

5. 学科会議

6. 学生指導委員会

7. 自己点検・評価委員会

8. ファカルティ・ディベロップメント委員会 (以下FD委員会という。)

9. スタッフ・ディベロップメント委員会 (以下SD委員会という。)

10. その他必要な委員会

- 2 大学会議は、本学の教学を中心とする教育研究及び大学運営に関する現状及び課題について全学的な共通理解を形成するとともに、課題の改善策及び発展のための新たな提案の検討を行い、教育を主軸とする大学運営の基本方針及び重要事項に係る方向性を統括的に協議する。
- 3 運営委員会は、学長およびその他必要な教育管理職員並びに経営管理職員をもって構成し、学長もしくは常任理事会の諮問に応じ、大学運営の重要事項を協議する。
- 4 教授会は、学長、学部長、学科長、教授および必要な教育管理職員並びに経営管理職員等をもって構成し、学校教育法第 93 条に則り、教育研究等に関する事項を審議し、意見を述べる。
- 5 教学委員会は、学長、副学長、学部長、学科長及び研究科長、教務課長、その他学長が必要と認めた者で構成し、本学の教育目的を達成するために必要な改善・改革を推進し、全学的な教学運営体制を円滑にするための審議を行う。
- 6 学科会議は、学科専任教員その他必要な職員をもって構成し、学科運営について協議する。
- 7 学生指導委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、学生生活に関する事項について協議する。
- 8 自己点検・評価委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、自己点検・評価に関する事項について協議する。
- 9 FD委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、ファカルティ・ディベロップメントに関する事項について協議する。
- 10 SD委員会は、運営委員会の議を経て、学長の指名する経営管理職員並びに教育管理職員をもって構成し、スタッフ・ディベロップメントに関する事項について協議する。
- 11 学長は、その他の必要な委員会を、適宜、運営委員会の議を経て設置することができる。

第4章 学年、学期および休業日

(学 年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第13条 学年を分けて次の二学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日

2. 国民の祝日に関する法律に定める休日
 3. 創立記念日 2月15日
 4. 春期休業
 5. 夏期休業
 6. 冬期休業
- 2 前項第2号および第4号から第6号の休業期間については毎年度当初に定める学事日程によるものとする。
 - 3 授業回数、および実習日数の確保のため、休業日であっても授業日、もしくは実習日とすることがある。
 - 4 感染症の予防上、もしくは緊急の事情により必要ある場合は、授業日であっても臨時に休業日を設けることがある。

第5章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第15条 修業年限は4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は8年を超えて在学することができない。

ただし、編入学、転入学、および再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、本学が学科の改組転換などを含め、教育課程を変更する場合は、在学年限を短縮することがある。

ただし、学生が改組転換後の学科への移籍等を了承した場合はその限りではない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

ただし、この場合の在学年限は前条第1項前段に定める8年を限度とする。

- 2 学生は、本学が学科の教育課程を変更する場合は、この変更に沿って履修するものとする。

第6章 入 学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、転入学および再入学については学期の始めとすることがある。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 高等学校または中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣が指定する専修学校高等課程を修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
8. 相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者受入れの方針）

第 19 条の 2 本学は第 2 条に定める教育理念並びに第 6 条の 3 に定める教育目的および人材育成の目的に基づく入学者受け入れについての方針を定め、公表するものとする。

（入学の出願）

第 20 条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選抜）

第 21 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行う。

（入学手続および入学許可）

第 22 条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第 23 条 本学への編入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 編入学に関する規程は別にこれを定める。

（転入学、再入学）

第 23 条の 2 本学に転入学・再入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、入学を許可することがある。

- 2 転入学に関する規程は別にこれを定める。
- 3 再入学に関しては、別に定める入学者選抜規程を準用する。

第 7 章 教育課程および授業方法等

(教育課程編成・実施の方針)

第 24 条 本学は、教育課程編成・実施の方針を定め、公表するものとする。

(教育課程の編成)

第 24 条の 2 本学は、学部および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 外国人留学生に対して日本語に関する科目を開設する。

(免許・資格関係科目の開設)

第 24 条の 3 社会福祉士の国家試験受験資格を取得しようとする者のために、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく資格の取得に必要な指定科目を置く。

2 精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得しようとする者のために、精神保健福祉士法に基づく資格の取得に必要な指定科目を置く。

3 卒業後、実務経験を経て、または大学院進学により公認心理師の国家試験受験資格を取得しようとする者のために、文部科学省令・厚生労働省令で定める公認心理師となるために必要な科目を置く。

4 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者のために、教育職員免許法および同法施行規則に規定する科目を置く。

5 保育士の資格を取得しようとする者のために、児童福祉法および同法施行規則に規定する科目を置く。

6 前各項に定めるもののほか、免許・資格の取得に係る授業科目の履修その他必要な事項については、別に定める。

(教育課程)

第 25 条 教育課程は各授業科目を教養教育科目、専門教育科目、並びに必修科目、選択科目に分け、別表に定める。

(単 位)

第 26 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

1. 講義および演習については、15 時間から 30 時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2. 実験・実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3. 一の授業について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 第 24 条第 3 項および第 4 項に規定する指定科目については前項の規定にかか

わらず、講義 15 時間、演習 30 時間、実験・実習および実技 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業科目)

第 27 条 削除

(各授業科目の授業期間)

第 28 条 各授業科目の授業は、15 週または 10 週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上特別の必要がある場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(授業を行う学生数)

第 29 条 同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第 30 条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

ただし、第 24 条第 3 項および第 4 項に規定する指定科目においては併用を行わないものとする。

2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 本学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることがある。

前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示)

第 30 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方法並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。なお、第 26 条に定める授業時間以外に必要な学修についても適宜記載するものとする。

2 本学は、学習の成果に係る評価および卒業の認定にあたり、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 前二項に定める学生への明示は、シラバスによって行うとともに、最初の授業の際に説明するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 31 条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第 8 章 履修要件等

(履修登録)

第 32 条 学生は履修する科目を選定し、履修届を提出するものとする。

(履修コース)

第 33 条 削除

(履修登録単位の上限)

第 34 条 福祉学部が、1 年間に履修科目として登録することができる単位数については、50 単位とする。

- 2 マネジメント学部が、1 年間に履修科目として登録することのできる単位数については、45 単位とする。
- 3 前二項に定める上限を超えて履修科目の登録を認める場合の取扱いについては、別に定める。

(進級制限)

第 35 条 削除

(併設の短期大学部および他大学または短期大学における授業科目の履修)

第 36 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生に、併設の短期大学部および単位互換協定締結の他の大学または短期大学の授業科目の履修を認めることがある。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
ただし、こども学科において保育士資格を取得しようとする者が、他の指定保育士養成施設において履修した指定科目については、30 単位までとする。
- 3 前二項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合および外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業をわが国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が定める次の学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることがある。

1. 高等専門学校が 4 年次、5 年次の学修
 2. 専修学校専門課程の修学年限 2 年以上のものにおける学修
 3. 省庁もしくは独立行政法人が設置する大学校における学修
 4. 文部科学大臣の認定を受けて本学もしくは他の大学または短期大学が行う講習または公開講座における学修
 5. 文部科学大臣の委嘱により本学もしくは他の大学または短期大学が行う社会教育主事講習、司書および司書補の講習における学修
 6. 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
 7. アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル、トイック、および国または一般社団法人もしくは一般財団法人その他の団体で、年 1 回以上全国的な規模において審査が行われるものに係る学修
- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項および第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 38 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目履修により修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を与えることがある。

2 本学において教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることがある。

3 第 36 条から本条により与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

ただし、こども学科において保育士資格を取得しようとする者が、入学前に他の指定保育士養成施設において履修した指定科目については 30 単位まで、また、指定保育士養成施設以外の大学、短期大学で履修した本学の教養教育科目に相当する科目については 30 単位までとする。

(成績評価および単位認定)

第 39 条 本学は学修成績の評価方法を次のとおり定める。

1. 成績評価は、100 点を満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。

2. 単位の認定は、必要な課程として定められた時数について、学外実習および実習指導科目等、別に定める場合を除き、3 分の 2 以上出席し、本学の行う試験その他による成績審査に合格したものに対して行う。

2 成績の段階は 5 段階とし、評価記号ごとの点数は次のとおりとする。

A⁺ (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、
D (59 点以下)

ただし、授業科目によっては単位の認定・不認定のみを記載することがある。

3 成績審査に関しては第 41 条により定める履修規程、および別に定める試験規程による。

(G P A)

第 39 条の 2 本学は、学生の学修の質を可視化し、よりよい履修指導を行うため G P A (Grade Point Average) 制度を導入する。

2 G P A の取り扱いについては、成績評価及び G P A 制度に関する規程のとおりとする。

(成績発表)

第 40 条 成績の発表は次の方法による。

1. 成績発表の時期は各学期末とし、成績通知書をもって学生、および父母等もしくは学費支弁者宛に通知する。

2. 成績通知書には素点と評価記号、G P A を記載する。

(進級制限)

第 40 条の 2 学長は、次の要件に該当する者について、教授会の議を経て第 3 年次へ

の進級を認めないことがある。

1. 取得単位数 60 単位未満の者

(履修規程)

第 41 条 本章に定めるほか、必要な事項は別に定める履修規程による。

第 9 章 学籍異動

(休 学)

第 42 条 病気その他の事由により、2 ヶ月以上修学することができない者は、願い出て学長の許可を受け、その学期もしくは学年の終わりまで休学することができる。

2 病気のため休学する場合は、原則、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生の病気、もしくはその他の事由により休学させることが必要と判断した場合は、教授会の議を経て必要な期間休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 43 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 16 条第 1 項の在学期間に算入する。

(復 学)

第 43 条の 2 休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 病気によって休学した者は、原則、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学中に学科の教育課程の変更又は改組転換等が行われた場合は、復学後、変更後の教育課程を適用することがある。

(転 学)

第 44 条 他の大学への転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 45 条 外国の大学または短期大学で学修することを志願する者は、願い出て学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 16 条に定める在学期間に含めるものとする。

(退 学)

第 46 条 退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒による場合は第 52 条に定めるところによる。

(退学処分)

第 46 条の 2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学処分とする。

1. 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

2. 第 16 条に定める在学年限を超えた者

3. 第43条第2項に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- 2 退学処分となった者の既修得単位はこれを有効とする。ただし、前項第1号による退学処分については納付金の有効期限内による修得単位に限るものとする。
- 3 退学処分通知には第1項の該当条項を記載して本人に通知するものとする。

(除 籍)

第47条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学中に死亡した者
2. 6か月以上にわたり行方不明の者

第10章 卒業認定および学位授与の要件

(卒業認定基準)

第48条 削除

(卒業認定・学位授与の方針)

第48条の2 本学は、卒業認定・学位授与の方針を定め、公表するものとする。

(卒業認定および学位授与の要件)

第49条 学長は、次の要件の全てを満たす学生について、教授会の議を経て卒業を認定する。

1. 本学に4年以上在学した者。ただし、編入学、転入学、再入学を許可された者については第23条第1項および第23条の2に定める規程によるものとする。
2. 所定の授業科目について必修単位を含め、次の単位を修得した者。なお、この単位には第36条から第38条の規定に基づく履修による修得単位を含むことができるものとする。ただし、第24条の3に定める免許・資格の取得を希望する場合は、同条第6項の規定により定めるところによる。

福祉学部

学科別 科目別	教養教育科目	専門教育科目
	単位	単位
福祉心理学科	24 単位以上	100 単位以上
こども学科	26 単位以上	98 単位以上

マネジメント学部

学科別 科目別	教養教育科目	専門教育科目
	単位	単位
地域マネジメント学科	28 単位以上	96 単位以上

3. 累積GPA 1.0以上を取得した者
4. 第6条の3に定める教育目的と人材育成の目的に適い、かつ学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると学科会議で判定された者

5. 所定の学費を納入した者
- 2 文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生として3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学が卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、前項の規定にかかわらず、別に定める。

（学位の授与）

第50条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を次のとおり授与する。

福祉学部

福祉心理学科 学士（福祉心理学）

こども学科 学士（こども学）

マネジメント学部

地域マネジメント学科 学士（マネジメント）

第11章 賞 罰

（褒 賞）

第51条 本学の学生にして、他の模範となる者は、教授会の議を経て学長がこれを褒賞する。

- 2 学長褒賞に関する規程は別にこれを定める。

（懲 戒）

第52条 本学の学生にして学則その他の規則に違反し、または本学学生としての本分に反する行為をした者は、別に定める規程により教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の内容は、譴責、停学、退学処分とする。
- 3 前項の懲戒は以下に該当する学生に対して行う。
1. 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2. 正当な理由なく出席常でない者
 3. 試験等（出席確認を含む）において2度以上の不正行為を行った者
 4. 試験に際し、本人に替わって受験を行った者及びそれを行わせた者
 5. 本学の秩序を乱した者
 6. 学生としての本分に著しく反した者
 7. ストーカー、ハラスメント等の行為を行った者で改悛に至らない者
 8. 暴力等の行為を行った者
 9. 犯罪行為を行った者
 10. 故意または過失により校舎、設備等に大きな損害を与え、もしくは火災に至らしめた者

11. 飲酒を強要し、相手を重篤に至らしめた者
12. 飲酒運転を行ない、重大な人身事故または物損事故を起こした者

第 12 章 科目履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(科目履修生)

第 53 条 本学の学生以外の者で、本学の一または複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、本学の教育に特に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目履修生に対する成績評価および単位の認定については、第 39 条の規定を準用する。
- 3 科目履修生に関する規程は、別にこれを定める。

(聴講生)

第 53 条の 2 本学の学生以外の者で、本学の一または複数の授業科目の聴講を希望する者がある時は、本学の教育に特に支障がない限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に対する成績評価および単位認定は行わない。
- 3 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

(特別聴講学生)

第 54 条 他の大学または短期大学との協定に基づき、当該大学または短期大学の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者がある時は、特別聴講学生として履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する規程は、別にこれを定める。

(研究生)

第 55 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は 1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

(外国人留学生)

第 56 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学することを志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第 13 章 専攻科および別科

(専攻科および別科)

第 57 条 本学には必要に応じて専攻科および別科を置くことができる。

2 専攻科および別科に関する規程は、別にこれを定める。

第 14 章 入学検定料、学費およびその他の費用

(入学検定料・入学金・授業料等)

第 58 条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料 30,000 円

入学金 200,000 円

授業料 年額 800,000 円

教育充実費 年額 280,000 円

2 実験・実習および研究・研修旅行等に要する費用については別に実費を徴収することがある。

3 在学生家族との連繋および在学生の福利厚生向上のための組織である家族会の入会金および会費については第 1 項の授業料納入時に併せて納入しなければならない。

4 第 17 条に定める長期履修学生の学費については履修計画期間に応じて別に定める。

(納入期限)

第 59 条 学費の納入期限は次のとおりとする。

1. 入学一時金

入学金 合格通知後の指定する日まで

2. 年度納付金

授業料、教育充実費 前期分 4 月 20 日まで

ただし、入学年度は前年度 3 月 31 日まで

後期分 9 月 30 日まで

2 前項第 2 号の年度納付金は前期・後期一括納入することができる。

3 学費は出席の有無にかかわらず、これを納入しなければならない。

4 前期または後期の途中において復学した者の納付金額は別に定める。

(納付金の返還)

第 60 条 前条の定めによる納入学費について、入学辞退もしくは入学後退学許可を得た場合の返還については次のとおりとする。

1. 入学手続きを行った者が、入学式の前日までに文書で入学辞退を申し出た場合は、入学金以外の納入学費を返還する。

2. 入学式日以降 4 月末日までに退学許可を得た場合、入学金を除き前期分納入学費のそれぞれ 80 パーセント（千円未満切捨て。以下本条において同じ）、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

3. 入学年度の5月1日から5月末日までに退学許可を得た場合、前期分納入学費のそれぞれ60パーセント並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

4. 入学年度6月1日以降の退学者については返還しない。ただし、前後期の学費を全納した者が9月末日までに退学許可を得た場合は後期分学費を返還する。

2 授業料納入時に徴収する家族会費については、入会費を除き、前項に準じて返還する。

3 納入された実験・実習に関する費用については原則として返還しない。

(休学中の学費)

第61条 休学の許可を受けた者は、次学期以降の休学期間中の学費を免除する。

(卒業年次留年時の学費)

第62条 卒業年次において第49条に定める卒業認定要件を満たせず留年となった者は、所定の学費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、留年期間を通算して、卒業および資格・免許状の取得に必要な履修単位が20単位以内である者については、次の各号の区分により、科目履修生規程に定める学費を適用する。

1. 留年1年目において、累積GPAが1.0以上である者

2. 留年2年目以降において、累積GPAが2.0以上である者

3 前項の要件を満たさない場合又は留年期間を通算した履修単位が20単位を超える場合は、所定の学費を納入しなければならない。

(科目履修生等の学費)

第63条 科目履修生の学費については第53条に定める科目履修生規程に、また、研究生の学費については第55条に定める研究生規程によるものとする。

2 併設の短期大学および単位互換協定締結の他大学または短期大学の特別聴講学生については、実験・実習および研究・研修旅行費用以外の学費を免除する。

(学費徴収の猶予)

第64条 学生もしくはその学費負担者が経済的理由または罹災によって学費の納付が困難である場合は、第58条に規定する学費のうち、授業料、教育充実費については、願い出により徴収を猶予することがある。

2 学費徴収猶予に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第65条 本学は、適宜、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。
ただし、第 46 条の 2、および第 47 条については平成 23 年度在学学生から適用する。
2. 第 49 条第 2 項については平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
3. 第 6 条第 2 項に規定する学生定員のうち、平成 23 年度における収容定員は 390 名とし、平成 24 年度は 380 名、平成 25 年度は 370 名とする。

附 則

1. 本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
2. 第 6 条第 2 項に規定する学生定員のうち、平成 24 年度における収容定員は 370 名とし、平成 25 年度は 350 名、平成 26 年度は 330 名とする。

附 則

本学則は平成 25 年 2 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生から適用する。

2. 第6条第2項に規定する学生定員のうち、福祉心理学科における平成27年度の収容定員は310名、平成28年度は300名、平成29年度は290名とする。

附 則

本学則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

本学則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。
2. 第24条の3第3項にかかる科目の取扱いについて、平成29年度以前に入学し卒業した者は、公認心理師法附則第2条第1項第3号および第4号に定める特例措置が適用される。

附 則

本学則は平成31年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第2号及び第25条に定める別表教育課程については、平成31年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和2年4月1日から施行する。ただし、第58条及び第59条、第60条については、令和2年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条第1項については、令和6年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学生から適用する。

附 則

本学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
2. 改正後の第 58 条の規定は、令和 9 年度入学生から適用し、令和 8 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

教育課程（別 表）

福祉学部 福祉心理学科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教養教育科目			
教育方針			
初年次教育	1		
表現力向上分野			
文章表現Ⅰ	2		
文章表現Ⅱ	2		
会話演習		2	対話及びプレゼンテーションを含む
手話		2	
情報教養分野			
ＩＣＴリテラシー	2		
データサイエンス	2		
人間関係分野			
生活教養Ⅰ	2		
生活教養Ⅱ		2	ビジネスマナーを含む
地域ボランティア活動 （地域振興活動）	1		
人文社会及び健康分野			
音楽演習		1	
美術演習		1	
心理学概論	2		
社会学と社会システム		2	
癒しと心		2	
職場とストレス		2	
食生活と健康		2	
国際理解分野			
英会話ⅠＡ	1		
英会話ⅠＢ	1		
英会話ⅡＡ		1	
英会話ⅡＢ		1	
時事講座		2	
国際理解論		2	
国際理解演習		2	
体育分野			
体育実技		1	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
専門教育科目			
専門基礎科目			
福祉心理学Ⅰ	2		
福祉心理学Ⅱ	2		
社会福祉の原理と政策	4		
人体の構造と機能及び疾病	4		
精神疾患とその治療	4		
福祉機器と支援		2	
福祉住環境		2	
心理関連科目			
発達心理学		2	
臨床心理学概論		2	
心理学研究法		2	
感情・人格心理学		2	
知覚・認知心理学		2	
教育・学校心理学		2	
産業・組織心理学		2	
心理的アセスメントⅠ		1	
心理的アセスメントⅡ		1	
心理学統計法		2	
心理学的支援法		2	
心理演習		1	
心理学実験		2	
社会・集団・家族心理学		2	
障害者・障害児心理学		2	
司法・犯罪心理学		2	
公認心理師の職責		2	
学習・言語心理学		2	
神経・生理心理学		2	
健康・医療心理学		2	
関係行政論		2	
心理実習		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
社会福祉・精神保健福祉関連科目			
社会福祉調査の基礎		2	
相談援助の基盤と専門職		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
ソーシャルワークの理論と方法		4	
相談援助の理論と方法Ⅰ		2	
相談援助の理論と方法Ⅱ		2	
地域福祉と包括的支援体制		4	
福祉サービスの組織と経営		2	
社会保障		4	
高齢者福祉		2	
障害者福祉		2	
児童・家庭福祉		2	
貧困に対する支援		2	
保健医療と福祉		2	
権利擁護を支える法制度		2	
刑事司法と福祉		2	
ソーシャルワーク演習		1	
相談援助演習Ⅰ		1	
相談援助演習Ⅱ		1	
相談援助演習Ⅲ		1	
相談援助演習Ⅳ		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1	
ソーシャルワーク実習		6	
現代の精神保健の課題と支援		4	
精神保健福祉制度論		2	
精神保健福祉の原理		4	
精神障害リハビリテーション論		2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		4	
精神保健福祉援助演習Ⅰ		1	
精神保健福祉援助演習Ⅱ		1	
精神保健福祉援助演習Ⅲ		1	
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		1	
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ		1	
精神保健福祉援助実習指導Ⅲ		1	
精神保健福祉援助実習		5	
スクールソーシャルワーク論		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
共通専門科目			
基礎ゼミⅠ	1		
基礎ゼミⅡ	1		
ゼミナールⅠ	2		
ゼミナールⅡ	2		
卒業研究		4	
総合福祉Ⅰ		2	
総合福祉Ⅱ		2	
専門職連携教育セミナー		2	

福祉学部 こども学科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教養教育科目			
教育方針			
初年次教育	1		
表現力向上分野			
文章表現Ⅰ	2		
文章表現Ⅱ	2		
会話演習	2		対話及びプレゼンテーションを含む
情報教育分野			
情報機器操作Ⅰ		2	} 入学時のテストにより履修レベルを決定する。 2単位以上必修とするが、Ⅰの履修者はⅡまで計4単位必修とする。
情報機器操作Ⅱ		2	
データサイエンス		2	
人間関係分野			
生活教養Ⅰ	2		
生活教養Ⅱ	2		
教養分野			
音楽演習		2	
美術演習		2	
文学演習		2	
日本国憲法		2	
倫理学概論		2	
哲学		2	
教養演習Ⅰ		1	
教養演習Ⅱ		1	
地域研究		1	
国際理解分野			
英会話Ⅰ（ベーシックレベル）		2	} 入学時のテストにより履修レベルを決定する。 Ⅰの履修者はⅡまで、1年次Ⅱの履修者は英書リーディングまでの計4単位必修とする。
英会話Ⅱ（アドバンスレベル）		2	
英書リーディング		2	
国際理解論		2	
国際理解演習		2	
体育分野			
体育講義	1		
体育実技	1		

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
専門教育科目			
教育原理	2		
保育原理	2		
保育者論	2		
社会的養護Ⅰ	2		
社会福祉	2		
子ども家庭福祉		2	
子ども家庭支援論		2	
教育行政		2	
教育心理学	2		
発達心理学	4		
子ども家庭支援の心理学		2	
特別支援教育		2	
子どもの保健	2		
子どもの食と栄養		2	
幼児理解の理論と方法		2	
保育・教育課程論	2		
教育方法及び技術		2	
社会的養護Ⅱ		1	
子育て支援		1	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
子どもの健康と安全		1	
障害児保育		2	
教育相談		2	カウンセリングを含む
子どもと健康	1		
子どもと人間関係	1		
子どもと環境	1		
子どもと言葉	1		
子どもと身体表現		1	
子どもと造形表現		1	
子どもと音楽表現		1	
保育内容総論	2		
保育内容指導法 健康	2		
保育内容指導法 人間関係	2		
保育内容指導法 環境	2		
保育内容指導法 言葉	2		
保育内容指導法 表現Ⅰ	2		
保育内容指導法 表現Ⅱ		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
幼稚園教育実習		5	事前・事後指導 1 単位を含む
保育・幼稚園教職実践演習		2	
保育実習指導Ⅰ		2	
保育実習Ⅰ		4	} この内より 2 単位必修
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育実習Ⅲ		2	
認定こども園基本実習		1	
学童保育		2	
ピアノ演習Ⅰ		2	
器楽演習		2	
ピアノ演習Ⅱ		2	
保育の造形技術Ⅰ		1	
保育の造形技術Ⅱ		1	
保育と音楽Ⅰ		1	
保育と音楽Ⅱ		1	
子どもの体育学Ⅰ		1	
子どもの体育学Ⅱ		1	
保育と自然		1	
園行事研究		1	
社会調査法演習		1	
保育の統計学		1	
保育施設管理論		2	
地域福祉論		2	
臨床心理学		2	
心理査定法		1	
カウンセリング概論		2	
カウンセリング演習		1	
子育て支援政策		2	
ゼミナールⅠ	2		
ゼミナールⅡ	2		

マネジメント学部 地域マネジメント学科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教養教育科目			
ふくしまに学ぶ（基礎）			
基礎ゼミナール	2		
（初年次教育／キャリア科目）			
福島と復興	2		
復興と女性	2		
地域連携演習Ⅰ	2		
被災地フィールドワーク		2	
アカデミックリテラシー			
データリテラシー		2	
エクスターンシップ・リテラシー		2	
統計学入門		2	
ICT リテラシー	2		
メディアリテラシー		2	
英語Ⅰ	2		
英語Ⅱ	2		
人の営みと社会の基礎			
マネジメントのための数学		2	
造形と社会		2	
心理学概論		2	
経済と社会		2	
法学		2	
政治学		2	
地域福祉論		2	
世界をひろげる			
韓国語		2	
英語で学ぶ世界の暮らし		2	
体育分野			
体育講義		1	
体育実技		1	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
専門教育科目			
専門基礎科目Ⅰ			
マネジメント入門	2		
経営学入門		2	
簿記・会計入門		2	
経済統計	2		
財政学		2	
経済学概論		2	
経営管理論	2		
経営組織論		2	
プログラミング基礎		2	
専門基礎科目Ⅱ			
行政法・地方自治法	2		
ソーシャルビジネス論		2	
人材マネジメント論		2	
労働法		2	
民法		2	
商法	2		
租税法		2	
地方財政学	2		
地域中小企業論		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
専門応用科目(地域経営)			
経済と市民社会		2	2 科目 4 単位以上必修
地域と金融		2	
地域データ分析		2	
企業マネジメント論		2	
企業とコンプライアンス		2	
ローカル・ガバナンス論		2	
地域空間マネジメント論		2	
税務会計		2	
自治体経営論		2	
地域観光論		2	
企業会計		2	
経営情報システム		2	
マーケティング論		2	
経営戦略論		2	
公共経営論		2	
地域コミュニティデザイン		2	
地域文化資源論		2	
生活デザイン論		2	
交通マネジメント		2	
流通経済論		2	
交通経済論		2	
専門応用科目(地域政策)			
防災・危機管理政策		2	2 科目 4 単位以上必修
社会保障論		2	
メディア論		2	
地方税制		2	
公共政策論		2	
情報政策論		2	
デジタル・デモクラシー論		2	
政治参加論		2	
地域と政治		2	
情報産業論		2	
公共選択論		2	
マスコミュニケーション論		2	
政策分析論		2	
地域コミュニティ論		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
ふくしまに学ぶ（応用） 被災地学習 企業・行政・エクスターンシップ 地域連携演習Ⅱ 東北地域論 メディア危機管理 復興と政治 復興とメディア 復興と企業 地域における安全安心		2 2 2 2 2 2 2 2	2 科目 4 単位以上必修
ゼミナール科目 専門ゼミナールⅠ 専門ゼミナールⅡ 専門ゼミナールⅢ 卒業論文・卒業研究指導	2 2 2 2		

留学生用科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
日本語科目			
日本語Ⅰ		2	
日本語Ⅱ		2	